

## 第3回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

### 1 議案の数及び名称

#### (1) 議案の数

種 別	報 告	予 算	条 例	その他	計
件 数	1	3	7	5	16

#### (2) 議案の名称

##### <報告>

報告第 4 号 専決処分について（訴えの提起（国家賠償請求上告事件）及び国家賠償請求上告受理申立事件）） … 5

##### <予算>

議案第 8 5 号 令和 7 年度尼崎市一般会計補正予算（第 3 号） … 7

議案第 8 6 号 令和 7 年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 1 号） … 11

議案第 8 7 号 令和 7 年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第 2 号） … 13

##### <条例>

議案第 8 8 号 尼崎市まちづくり推進基金条例について … 15

議案第 8 9 号 尼崎市公共調達基本条例の一部を改正する条例について … 17

議案第 9 0 号 尼崎市手数料条例の一部を改正する条例について … 19

議案第 9 1 号 尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例について … 23

議案第 9 2 号 尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例及び尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について … 27

議案第 9 3 号 尼崎市児童相談所条例について … 39

議案第 9 4 号 尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について … 41

##### <その他>

議案第 9 5 号 指定管理者の指定について（尼崎市立北図書館） … 43

議案第96号	工事請負契約について（青少年いこいの家管理棟等建替工事）	…45
議案第97号	訴えの提起について（建物明渡し等請求事件及び保証債務履行請求事件）	…47
議案第98号	指定管理者の指定について（市営住宅等及び尼崎市立尼崎稻葉荘団地）	…49
議案第99号	指定管理者の指定について（市営住宅等）	…49

## 2 その他の報告

### (1) 議会の指定に基づく専決処分

- ・ 和解及び損害賠償の額の決定

交通事故	2件	258, 797円
その他の事故	3件	739, 574円
その他	1件	163, 270円

- ・ 工事又は製造の請負契約の変更契約の締結

工事	4件
----	----

### (2) 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求の却下

## 3 追加提出予定案件

### <人事>

- ・ 尼崎市公平委員会委員の選任
- ・ 尼崎市固定資産評価審査委員会の委員の選任
- ・ 人権擁護委員の候補者の推薦

第3回尼崎市議会定例会  
議案説明資料



## &lt;令和7年12月定例会&gt;

種別	報告	番号	報告第4号	所管	資産税課
件名	専決処分について（訴えの提起（国家賠償請求上告事件及び国家賠償請求上告受理申立事件））				
内 容					
1 専決理由	<p>平成15年度から平成29年度の固定資産税・都市計画税の賦課決定において、用途地区の区分の誤りがあったとして、被上告人兼相手方は令和4年10月28日に国家賠償請求事件として、神戸地方裁判所尼崎支部に訴えを提起し、令和7年4月22日に1審判決が言い渡されたが、本市はこれを不服として、令和7年4月25日に国家賠償請求控訴事件として大阪高等裁判所に控訴した。</p> <p>この国家賠償請求控訴事件については、令和7年10月31日に、1審判決を引用して、本市に対して固定資産税・都市計画税に係る過大徴収税額1億7,575万8,087円及び弁護士費用相当額1,757万5,809円を合わせた1億9,333万3,896円並びに遅延損害金を支払う旨を命じた2審判決があり、それに対して、本市としては当該敗訴部分を不服として最高裁判所へ上告及び上告受理の申立てをするとの判断を行ったが、その上告及び上告受理の申立てにあたり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもの。</p>				
2 専決処分日	令和7年11月13日				
3 被上告人兼相手方	<p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p>				
4 最高裁判所への上告及び上告受理の申立ての内容	2審判決を取り消したうえ、被上告人兼相手方の請求は全て棄却を求めるもの。				
5 2審判決の要旨（1審判決と同一要旨）	<p>(1) 本件控訴を棄却する。</p> <p>(2) 控訴費用は、控訴人尼崎市の負担とする。</p>				



## &lt;令和7年12月定例会&gt;

種別	予算	番号	議案第85号	所管	各事業所管課					
件名	令和7年度尼崎市一般会計補正予算（第3号）									
内 容										
1 補正予算の内容										
<p>大物川緑地の再整備により、阪神大物駅周辺地区の賑わいの創出および地域の活性化を目指すほか、これまで通りの栄養バランスのとれた給食を実現するため、小中学校等の物価高騰相当分を負担することなどに伴い、補正を行う。</p> <p>各事業の概要等は別紙のとおり。</p>										
2 補正予算の規模										
(単位：千円)										
現在予算額	補正予算額		補正後予算額							
248,390,866	526,447		248,917,313							
3 歳入歳出補正予算額										
(単位：千円)										
歳 入		歳 出								
款	補正予算額	款	補正予算額							
国庫支出金	124,189	総務費	353,418							
県支出金	6,250	衛生費	35,000							
繰入金	50,486	農業水産業費	△41,934							
繰越金	282,171	土木費	98,179							
諸収入	2,451	教育費	81,784							
市債	60,900									
合計	526,447	合計	526,447							

4 繰越明許費

追 加

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
総務費	総務管理費	防災対策等事業	20,418
土木費	都市計画費	公園整備事業	124,371
土木費	都市計画費	小田南公園関係事業	82,208
消防費	消防費	消防庁舎等整備事業	3,831
教育費	社会教育費	田能資料館施設整備事業	15,033

5 債務負担行為

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
職員情報システム事業	令和8年度	95,000
庶務事務システム事業	令和8年度	30,000
市制110周年記念プロジェクト事業	令和8年度	28,000
税務総合システム関係事業	令和8年度	61,000
高齢者バス運賃助成事業	令和12年度	62,000
農業公園魅力向上事業	令和8年度	56,003
図書館施設整備事業	令和8年度	21,000

変 更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
有料公園施設整備事業	令和8年度	354,142	令和8年度	490,136

6 市債

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前	補 正 後
防災対策事業費	限度額	27,200
庁舎等整備事業費	限度額	381,100
公園整備事業費	限度額	378,500

## 費目別事業概要

<b>総務費</b>	<b>353,418 千円</b>
<b>本庁舎等整備事業費</b>	51,000 千円
本庁舎北館受変電設備改修工事について、スライド条項に基づき予算を増額する。	
<b>まちづくり推進基金積立金</b>	282,000 千円
新たに設置するまちづくり推進基金への令和6年度決算剰余金の一部等の積立を行う。	
<b>防災対策等事業費</b>	20,418 千円
国の社会資本整備総合交付金を活用し、避難場所の入口や位置等を示す案内・誘導板の設置を行う。	
<b>衛生費</b>	<b>35,000 千円</b>
<b>産後ケア事業費</b>	25,000 千円
医療機関及び助産所等で実施している産後ケアの申請件数の増が見込まれるため、予算を増額する。	
<b>斎場・墓園指定管理者管理運営事業費</b>	10,000 千円
冬期の火葬需要に対応するため、一日の火葬対応件数を増やすための体制を整備する。	
<b>農林水産業費</b>	<b>△41,934 千円</b>
<b>農業公園魅力向上事業費</b>	△41,934 千円
入札不調により、農業公園再整備工事のうち管理棟建設工事等の発注時期を変更することに伴い、予算を減額する。	
<b>土木費</b>	<b>98,179 千円</b>
<b>公園整備事業費</b>	124,371 千円
国の社会資本整備総合交付金を活用し、大物川緑地の再整備を行う。	

<b>小田南公園関係事業費</b>	82,208 千円
国の社会資本整備総合交付金を活用し、大物川緑地の再整備を行う。	
<b>有料公園施設整備事業費</b>	△108,400 千円
入札不調により、記念公園陸上競技場改修工事の発注時期を変更することに伴い、予算を減額する。	
<b>教育費</b>	<b>81,784 千円</b>
<b>教育ＩＣＴ環境整備事業費</b>	13,849 千円
文部科学省が示す「次世代の校務DX」実現を踏まえ、本市の教育ネットワークシステムの更新に向けた基本計画を策定する。	
<b>給食物資調達関係事業費</b>	67,935 千円
これまで通りの栄養バランスのとれた給食を実施するため、小中学校等の物価高騰相当分を負担する。	

&lt;令和7年12月定例会&gt;

種 別	予算	番 号	議案第86号	所 管	国保年金管理担当					
件 名	令和7年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第1号）									
内 容										
1 債務負担行為 追 加										
(単位:千円)										
事 項		期 間		限 度 額						
国民健康保険システム関係事業		令和8年度		102,000						



## &lt;令和7年12月定例会&gt;

種別	予算	番号	議案第87号	所管	国保年金管理担当																
件名	令和7年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第2号）																				
内 容																					
1 補正予算の規模																					
(単位：千円)																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">現在予算額</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">補正予算額</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">補正後予算額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">8,030,353</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">6,871</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">8,037,224</td> </tr> </table>		現在予算額	補正予算額	補正後予算額	8,030,353	6,871	8,037,224														
現在予算額	補正予算額	補正後予算額																			
8,030,353	6,871	8,037,224																			
2 歳入歳出補正予算額																					
(単位：千円)																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center; padding: 2px;">歳 入</th> <th colspan="2" style="text-align: center; padding: 2px;">歳 出</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">款</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">補正予算額</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">款</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">補正予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">国庫支出金</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">6,871</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">総務費</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">6,871</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">合 計</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">6,871</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">合 計</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">6,871</td> </tr> </tbody> </table>						歳 入		歳 出		款	補正予算額	款	補正予算額	国庫支出金	6,871	総務費	6,871	合 計	6,871	合 計	6,871
歳 入		歳 出																			
款	補正予算額	款	補正予算額																		
国庫支出金	6,871	総務費	6,871																		
合 計	6,871	合 計	6,871																		
3 補正予算の内容																					
(1) 総務費																					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後期高齢者医療制度システム関係経費 6,871千円 国が子ども・子育て支援金制度を創設したことにより、後期高齢者医療保険料に新たに子ども・子育て支援金分を賦課することに伴い、関連するシステムの改修を行う。</li> </ul>																					



&lt;令和7年12月定例会&gt;

種別	条例	番号	議案第88号	所管	政策推進課
件名	尼崎市まちづくり推進基金条例について				
内 容					
1 制定理由	<p>市政の課題に対応し、まちづくりを推進するための事業で市長が別に定めるもの（以下「対象事業」という。）に要する経費の財源を確保することを目的に、尼崎市まちづくり推進基金を設置するため、地方自治法第241条の規定に基づく条例を制定するもの。</p> <p>対象事業…新たな行政手法を検証する事業、一定の期間を定めて実施する事業</p>				
2 主な制定内容	<p>(1) 積立額（第2条） 基金として積み立てる額について、対象事業に要する経費に充てるための寄付金の額及び毎年度一般会計歳入歳出予算で定める額とする。</p> <p>(2) 管理（第3条） 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない他、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるることとする。</p> <p>(3) 処分（第5条） 基金は、設置目的を達成するため、市長が必要があると認めるときに限り、処分することができることとする。</p>				
3 施行期日	公布の日				



&lt;令和7年12月定例会&gt;

種別	条例	番号	議案第89号	所管	契約課
件名	尼崎市公共調達基本条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由	下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律(令和7年法律第41号)の制定に伴い、引用している法律の題名が変更されるため、所要の整備を行うもの。				
2 改正内容	下請等契約の適正化を図るために、受注者等が遵守しなければならない法律の引用元を「下請代金支払遅延等防止法」から「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改める。				
3 施行期日	令和8年1月1日				

## 尼崎市公共調達基本条例

改正後	現 行
<p>(下請等契約の適正化)</p> <p>第23条 受注者等は、下請等契約を締結するに当たっては、公共調達に係る業務の適正な履行及びその質並びに公共調達に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境を確保するため、自己が当該下請等契約の相手方と対等な立場にあることを認識し、<u>製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律</u>（昭和31年法律第120号）その他の法令を遵守し、当該下請等契約の内容を適正なものとしなければならない。</p>	<p>(下請等契約の適正化)</p> <p>第23条 受注者等は、下請等契約を締結するに当たっては、公共調達に係る業務の適正な履行及びその質並びに公共調達に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境を確保するため、自己が当該下請等契約の相手方と対等な立場にあることを認識し、<u>下請代金支払遅延等防止法</u>（昭和31年法律第120号）その他の法令を遵守し、当該下請等契約の内容を適正なものとしなければならない。</p>

&lt;令和7年12月定例会&gt;

種別	条例	番号	議案第90号	所管	窓口サービス推進担当					
件名	尼崎市手数料条例の一部を改正する条例について									
内 容										
1 改正理由										
<p>出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）の制定に伴い、在留カード及び特別永住者証が、それぞれ個人番号カード（マイナンバーカード）と一体化（任意）することとなるため、所要の整備を行うもの。</p> <p>また、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の制定に伴い、移動端末設備に係る引用部分に号ずれが生じることから、所要の整備を行うもの。</p>										
2 改正内容										
<p>(1) 多機能端末機を使用し、各種証明書を発行する際、手数料の減免規定が適用される媒体に、在留カードと個人番号カードが一体化した「特定在留カード」及び特別永住者証と個人番号カードが一体化した「特定特別永住者証明書」を追加する。</p> <p>(2) 多機能端末機を使用し、各種証明書を発行する際、手数料の減免規定が適用される媒体の一つとして規定される「移動端末設備」の定義に係る引用部分についての号ずれを改める。</p>										
3 施行期日										
<p>(1) 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行日</p> <p>(2) 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行日</p>										

## 尼崎市手数料条例

改正後	現 行
<p>付則 (手数料の額の特例)</p> <p>3 当分の間、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第7項に規定する<u>個人番号カード、出入国管理及び難民認定法</u> (昭和26年政令第319号) 第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 (平成3年法律第71号) 第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書 (これらのうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 (平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。) 第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)、電気通信事業法 (昭和59年法律第86号) 第12条の2第4項第3号口に規定する移動端末設備 (その公的個人認証法第35条の2第1項に規定する電磁的記録媒体に<u>同項</u>に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。) 又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成25年法律第28号) 第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード (尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例 (平成27年尼崎市条例第27号) 第5条第1項の規定により同項に規定する利用情報が記録されたものに限る。) 及び同条例第2条に規定する多機能端末機を使用して同条各号のいずれかに掲げる書類の交付を請求する者に対してその交付を行う場合における第2条第1号の2、第2号、第10号及び第17号から第19号までの規定の適用については、同条第1号の2、第2号及び第17号から第19号までの規定中「300円」とある</p>	<p>付則 (手数料の額の特例)</p> <p>3 当分の間、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第7項に規定する<u>個人番号カード</u> (電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 (平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。) 第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)、電気通信事業法 (昭和59年法律第86号) 第12条の2第4項第2号口に規定する移動端末設備 (その公的個人認証法第35条の2第1項に規定する電磁的記録媒体に<u>同項</u>の規定により同条第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。) 又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成25年法律第28号) 第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード (尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例 (平成27年尼崎市条例第27号) 第5条第1項の規定により同項に規定する利用情報が記録されたものに限る。) 及び同条例第2条に規定する多機能端末機を使用して同条各号のいずれかに掲げる書類の交付を請求する者に対してその交付を行う場合における第2条第1号の2、第2号、第10号及び第17号から第19号までの規定の適用については、同条第1号の2、第2号及び第17号から第19号までの規定中「300円」とある</p>

<p>類の交付を請求する者に対してその交付を行う場合における第2条第1号の2、第2号、第10号及び第17号から第19号までの規定の適用については、同条第1号の2、第2号及び第17号から第19号までの規定中「300円」とあるのは「200円」と、同条第10号中「450円」とあるのは「350円」とする。</p>	<p>のは「200円」と、同条第10号中「450円」とあるのは「350円」とする。</p>
---	---



&lt;令和7年12月定例会&gt;

種別	条例	番号	議案第91号	所管	窓口サービス推進担当
件名	尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例について				
内 容					
1 廃止理由					
	住民基本台帳カードは平成27年12月末をもって新規交付等が停止されたが、その際、既に発行された住民基本台帳カードは、有効期限内（10年）までは引き続き利用することができた。				
	令和7年12月末日をもって、全ての住民基本台帳カードが有効期限を迎えることとなり、有効な住民基本台帳カードを所持する者がいなくなるため、本条例を廃止するもの。				
2 本条例廃止に伴う所要の整備（付則）					
	本条例の廃止により、「尼崎市手数料条例」及び「尼崎市印鑑条例」について、住民基本台帳カードに係る規定を削除する等、所要の整備を行う。				
3 施行期日					
	令和8年1月1日				

## 尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例

### 現 行

#### (この条例の趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）（以下「旧法」という。）第30条の44第12項の規定に基づき、同条第1項に規定する住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）の利用の目的を定めるほか、次条に規定する証明書自動交付サービスの利用について必要な事項を定めるものとする。

#### (利用の目的)

第2条 旧法第30条の44第12項の条例に規定する目的は、多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線を介して接続された電子計算機（入出力装置を含む。）で本市以外の者の使用に係るものうち、これを使用する者が自ら所定の操作を行うことにより次の各号に掲げる書類の作成を行う機能を有するものをいう。）を使用して当該書類の交付を請求する者に対してその交付を行う事業（以下「証明書自動交付サービス」という。）を実施することとする。

- (1) 住民票の写し（磁気ディスクをもって調製された住民票に記録されている事項を記載した書類をいう。）又は住民基本台帳法（以下「法」という。）第12条第1項に規定する住民票記載事項証明書で、同項の規定によりその交付を請求することができるもの
- (2) 戸籍の附票（磁気ディスクをもって調製された戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類をいう。）の写しで、法第20条第1項の規定によりその交付を請求することができるもの
- (3) 磁気ディスクをもって調製された戸籍（除かれた戸籍を除く。）に記録されている事項の全部又は一部を証明する書面で、戸籍法（昭和22年法律第224号）第120条第1項の規定によりその交付を請求することができるもの（同法第10条第1項の規定による請求に係るものに限る。）
- (4) 尼崎市印鑑条例（昭和50年尼崎市条例第15号）第14条第1項に規定する印鑑登録証明書
- (5) 本市の地方税に関する証明書で規則で定めるもの

#### (利用の申請)

第3条 本市の住民基本台帳に記録されている者で、旧法第30条の44第3項の規定による住基カードの交付を受けているもの（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）は、証明書自動交付サービスの全部又は一部を利用しようとするときは、市長に申請しなければならない。

- (1) 15歳未満の者
- (2) 成年被後見人
- (3) 自己に係る住基カードが旧法第30条の44第9項の規定により失効している者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、証明書自動交付サービスを利用することが不適当であると市長

が認める者

- 2 前項の規定による申請（以下「利用申請」という。）は、証明書自動交付サービス利用申請書に当該利用申請に係る住基カード（以下「申請対象住基カード」という。）を添えて行わなければならない。

（利用申請の意思の確認）

第4条 市長は、利用申請があったときは、申請対象住基カードに係る本人（以下「本人」という。）に対し、書面により照会し、期限を付してその回答を求めるこことにより、当該利用申請が本人の意思に基づくものであることを確認するものとする。ただし、規則で定める方法により当該利用申請が本人の意思に基づくものであると認められる場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による照会（以下「本人確認照会」という。）を受けた者は、自己が当該本人確認照会に係る利用申請を行った者であるときは、同項の規定により付された期限（以下「回答期限」という。）までに、当該本人確認照会に対する回答として必要な事項が記載された文書（以下「回答書」という。）を持参して市長に提出するとともに、当該回答書を作成した者が本人であることの確認を行うために必要な書類等で規則で定めるもの及び申請対象住基カードを市長に提示しなければならない。

- 3 利用申請は、当該利用申請に係る本人確認照会に対してその回答期限までに前項の規定による提出又は提示がないときその他市長が当該利用申請が本人の意思に基づくものであることを確認することができないときは、取り下げられたものとみなす。

（利用情報の記録等）

第5条 市長は、利用申請が本人の意思に基づくものであることを確認したときは、その申請対象住基カードに証明書自動交付サービスの全部又は一部を利用するためには必要な情報（以下「利用情報」という。）を記録することその他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により措置を講じたときは、当該措置に係る利用申請を行った者に対し、当該措置が講じられた申請対象住基カード（以下「登録住基カード」という。）を返還するものとする。

（利用の中止の要求）

第6条 前条第2項の規定による登録住基カードの返還を受けた者（以下「サービス利用者」という。）は、証明書自動交付サービスの利用の全部又は一部の中止を求めるようとするときは、証明書自動交付サービス利用中止要求書に当該登録住基カードを添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による中止の求め（以下「利用中止要求」という。）があったときは、当該利用中止要求に係る登録住基カードに記録されている利用情報で当該利用中止要求に係るものとの消除その他の当該利用中止要求に係る証明書自動交付サービスの利用の中止に必要な措置を講ずるものとする。

- 3 市長は、前項の規定により措置を講じたときは、当該措置に係る利用中止要求を行った者に対し、当該措置が講じられた住基カードを返還するものとする。

（利用の停止）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、サービス利用者による証明書自動交付

サービスの利用を停止させるものとする。

- (1) 当該サービス利用者が第3条第1項第2号又は第3号に該当することとなったとき。
- (2) 当該サービス利用者が旧法第30条の44第8項の規定により登録住基カードの紛失を届け出たとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該サービス利用者に証明書自動交付サービスを利用させることが不適当であると市長が認めるとき。

(利用申請の代理等)

第8条 利用申請、第4条第2項の規定による提出及び提示、第5条第2項の規定により返還される登録住基カード若しくは第6条第3項の規定により返還される住基カードの受領又は利用中止要求を行おうとする者は、やむを得ない理由により自らこれらの行為を行うことができないときは、その代理人にこれらの行為を行わせることができる。この場合において、当該代理人は、これらの行為を行うに当たり、本人によりこれらの行為が当該代理人に委任されていることを証する書類その他規則で定める書類を市長に提出し、又は提示しなければならない。

2 第3条第1項第1号又は第2号に該当する者は、前項の代理人になることができない。

(個人情報の保護)

第9条 市長は、証明書自動交付サービスを行うに当たり、住基カード又は第2条各号に掲げる書類に係る個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

&lt;令和7年12月定例会&gt;

種別	条例	番号	議案第92号	所管	児童相談所設置準備担当					
件名	尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例及び尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について									
内 容										
1 改正理由										
<p>尼崎市児童相談所（以下「児童相談所」という。）において、正規の勤務時間の一部が深夜に及ぶ職員に対して夜間特殊業務手当を支給するため、所要の整備を行う。</p> <p>また、児童相談所の設置により兵庫県から児童福祉施設等に係る権限が移譲されること及び一時保護施設を設置することに伴い、本市における児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を条例で定める必要があるため、所要の整備を行う。</p>										
2 改正内容										
<p>(1) 尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正</p> <p>夜間特殊業務手当の支給対象に、児童相談所における深夜の業務を追加する。</p> <p>(2) 尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例の改正</p> <p>ア 本市における児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等について、国が示す基準を基本としつつ、暴力団排除や非常災害対策等の独自規定については、兵庫県の基準に準じた内容とする。</p> <p>イ 上記アに加え、一時保護施設の基準について、国においては入所する児童への通学支援等の学習保障を努力規定としているところ、本市では義務規定とすることにより学習保障の充実を図るほか、一時保護施設の職員に対する研修の内容を定期的に見直す規定を設けることにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。</p>										
3 施行期日										
令和8年4月1日										

尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（第1条関係）

改正後				現 行			
別表				別表			
6 夜間 特殊業 務手当	尼崎市児童相 談所における 児童の一時保 護に係る業務 その他の法令 の規定に基づ き児童福祉法 (昭和22年 法律第164 号) 第12条 第1項に規定 する児童相談 所が行う業務 又は尼崎市立 クリーンセン ターに設置さ れた焼却装置 による廃棄物 の処理に係る 業務で、正規 の勤務時間の 一部が深夜 (午後10時 から翌日の午 前5時まで の間をいう。以 下同じ。)に及 んで行われる もの	回	1,320円 (深夜におけ る勤務時間が 深夜の半分に 満たない場合 にあっては、 660円)	6 夜間 特殊業 務手当	尼崎市立クリ ーンセンターに設置された 焼却装置による廃棄物の処 理に係る業務 で、正規の勤 務時間の一部 が深夜(午後 10時から翌 日の午前5時 までの間をい う。以下同 じ。)に及んで 行われるもの	回	1,320円 (深夜におけ る勤務時間が 深夜の半分に 満たない場合 にあっては、 660円)

尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例（第2条関係）

改正後	現 行
(この条例の趣旨) 第1条 この条例は、別に定めるもののほか、児童福祉施設（ <u>幼保連携型認定こども園を除く</u> 。以下同じ。）の設備及び運営の基準その他児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。 <u>(一時保護施設の設備及び運営の基準)</u> 第2条の2 法第12条の4第2項の条例で定める基準は、次項から第10項までに規定するもののほか、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号。以下この条において「府令」という。）に定める基準（府令第5条及び第29条第3項に規定する基準を除く。以下この条において「設備運営基準」という。）（設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、府令の規定で市長が別に定めるもの中「調理室」とあるのは、「医務室、調理室」とする。	(この条例の趣旨) 第1条 この条例は、別に定めるもののほか、児童福祉施設（ <u>助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る</u> 。以下同じ。）の設備及び運営の基準その他児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。
2 一時保護施設の設置者及び管理者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第7号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。	
3 一時保護施設は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等（以下「暴力団等」という。）の支配を受けてはならない。	
4 一時保護施設の設置者は、非常災害が発生した場合に的確に対応するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。	

<p>(1) <u>消火設備その他の非常災害に対処するため必要な設備を設けること。</u></p> <p>(2) <u>非常災害が発生した場合の対応に関する具体的な指針を定め、及び当該場合における関係機関への連絡体制を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>定期的に、前号の指針及び関係機関への連絡体制をその一時保護施設の職員並びに当該一時保護施設に入所している児童（以下この条において「入所者」という。）及びその家族に周知すること。</u></p> <p>(4) <u>非常災害に備えるため、少なくとも毎月1回、避難、救出等に関する訓練を行うこと。</u></p>	
<p>5 <u>一時保護施設の設置者は、傷病者に対する応急手当等に関する講習で市長が指定するもの（以下この項において「指定講習」という。）を修了した者（指定講習を受けた日から2年を経過しない者に限る。）をその一時保護施設に常時配置するよう努めなければならない。</u></p>	
<p>6 <u>一時保護施設の設置者は、市長が別に定める研修（以下この項において「研修」という。）の実施計画をその一時保護施設の職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、定期的に研修の内容の見直しを行うことにより、当該職員の計画的な育成に努めなければならない。</u></p>	
<p>7 <u>一時保護施設の設置者は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。</u></p> <p>(2) <u>事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその一時保護施設の管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該一時保護施設の職員に</u></p>	

<p><u>周知される体制を整備すること。</u></p> <p>(3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及びその一時保護施設の職員に対して研修を行うこと。</p> <p>8 一時保護施設の設置者は、その入所者に対する支援により事故が発生したときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 速やかに、その発生した事故の事実を市長等に報告すること。</p> <p>(2) その発生した事故の状況及び当該事故の発生後に講じた措置について記録すること。</p> <p>(3) その発生した事故がその責めに帰すべき事由によるものであり、かつ、当該入所者に損害が生じたときは、その損害を賠償すること。</p> <p>9 一時保護施設の設置者は、日常的に関係行政機関、医療機関等と相互に連携を図りながら、適切にその業務を行うことにより、その入所者等が安心してその一時保護施設を利用することができる体制の確保に努めなければならない。</p> <p>10 一時保護施設の設置者は、その入所者で学校（市長が指定するものに限る。）に在籍しているものが適切な教育を受けられるよう、その希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準)</p> <p>第3条 法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の条例で定める基準は、次項から第5項までに規定するもののほか、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条</p>	<p>(指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準)</p> <p>第3条 法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の条例で定める基準は、次項から第7項までに規定するもののほか、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条</p>
--	--

<p>において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第2項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定で市長が別に定めるもの中「当該指定児童発達支援を提供した日」とあるのは、「その完結の日」とする。</p>	<p><u>(削る)</u></p>	<p>において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第2項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定で市長が別に定めるもの中「当該指定児童発達支援を提供した日」とあるのは、「その完結の日」とする。</p>
		<p><u>3 指定障害児通所支援事業者及びその指定通所支援の事業を行う事業所の管理者並びに基準該当通所支援の事業を行う者及びその基準該当通所支援の事業を行う事業所の管理者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第7号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団員等」という。)であってはならない。</u></p>
		<p><u>4 指定通所支援の事業を行う事業所及び基準該当通所支援の事業を行う事業所(以下「指定通所支援事業所等」という。)は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等(以下「暴力団等」という。)の支配を受けてはならない。</u></p>
		<p><u>5 略</u></p>
		<p><u>6 指定障害児通所支援事業者等は、市長が別に定める研修(以下この項において「研修」という。)の実施計画をその指定通所支援又は基準該当通所支援の事業を行う事業所の従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該従業者の計画的な育成に努めなければならない。</u></p>

<p>業者及びその指定通所支援の事業を行う事業所の管理者並びに基準該当通所支援の事業を行う者及びその基準該当通所支援の事業を行う事業所の管理者について、同条第3項の規定は指定通所支援又は基準該当通所支援の事業を行う事業所について、同条第7項の規定は指定障害児通所支援事業者等について、それぞれ準用する。</p> <p>(削る)</p> <p>(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準)</p> <p>第4条の2 法第24条の12第1項及び第2項の条例で定める基準は、次項に規定するものほか、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成24年厚生労働省令第16号。以下この条において「省令」という。)に定める基準 (省令第3条第2項並びに第37条第1項及び第2項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。) (人員等基準の特例として定められている基準がある場</p>	<p>7 指定障害児通所支援事業者等は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその指定通所支援事業所等の管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該指定通所支援事業所等の従業者に周知される体制を整備すること。</p> <p>(3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及びその指定通所支援事業所等の従業者に対して研修を行うこと。</p>
---	--

<p>合には、その基準を含む。) のとおりとする。</p> <p>この場合において、省令の規定で市長が別に定めるもの中「前項に規定する訓練」とあるのは「尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年尼崎市条例第55号）第4条の2第2項において準用する同条例第2条の2第4項第4号に規定する訓練」と、省令の規定で市長が別に定めるもの中「当該指定入所支援を提供した日」とあるのは「その完結の日」とする。</p> <p>2 第2条の2第2項の規定は指定障害児入所施設等の設置者及び管理者について、同条第3項の規定は指定障害児入所施設等について、同条第4項、第5項、第7項及び第9項並びに第3条第2項から第4項までの規定は指定障害児入所施設等の設置者について、それぞれ準用する。</p> <p>(放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準)</p> <p>第5条 法第34条の8の2第1項の条例で定める基準は、次項から第5項までに規定するもののほか、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下この条及び付則第2項において「省令」という。）に定める基準（省令第5条第4項、第6条及び第21条に規定する基準を除く。以下この条において「設備運営基準」という。）（設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令の規定で市長が別に定めるもの中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの又は市長が別に定める日までに当該研修を修了することを予定しているもの」とする。</p> <p>(削る)</p>	<p>(放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準)</p> <p>第5条 法第34条の8の2第1項の条例で定める基準は、次項から第9項までに規定するもののほか、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下この条及び付則第2項において「省令」という。）に定める基準（省令第5条第4項、第6条及び第21条に規定する基準を除く。以下この条において「設備運営基準」という。）（設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令の規定で市長が別に定めるもの中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの又は市長が別に定める日までに当該研修を修了することを予定しているもの」とする。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、非常災害が発生した場合に的確に対応するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p>
--	--

	<p>(1) <u>消火設備その他の非常災害に対処するため必要な設備を設けること。</u></p> <p>(2) <u>非常災害が発生した場合の対応に関する具体的な指針を定め、及び当該場合における関係機関への連絡体制を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>定期的に、前号の指針及び関係機関への連絡体制をその放課後児童健全育成事業を行いう場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の職員並びにその放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下この条において「利用者」という。）及びその家族に周知すること。</u></p> <p>(4) <u>非常災害に備えるため、少なくとも毎月1回、避難、救出等に関する訓練を行うこと。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p>4 放課後児童健全育成事業者は、傷病者に対する応急手当等に関する講習で市長が指定するもの（以下この項において「指定講習」という。）を修了した者（指定講習を受けた日から2年を経過しない者に限る。）をその放課後児童健全育成事業所に常時配置するよう努めなければならない。</p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p>5 放課後児童健全育成事業者は、その利用者に対する支援により事故が発生したときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p>(1) <u>速やかに、その発生した事故の事実を市長等に報告すること。</u></p> <p>(2) <u>その発生した事故の状況及び当該事故の発生後に講じた措置について記録すること。</u></p> <p>(3) <u>その発生した事故がその責めに帰すべき事由によるものであり、かつ、当該利用者に損害が生じたときは、その損害を賠償すること。</u></p> <p>6 放課後児童健全育成事業者は、日常的に関係行政機関、医療機関等と相互に連携を図りながら、適切にその業務を行うことにより、</p>

<p>3 放課後児童健全育成事業者は、その<u>放課後児童健全育成事業</u>を利用している児童の発達に応じた指導方針を決定し、当該指導方針に基づいてその放課後児童健全育成事業を実施しなければならない。</p> <p>4 放課後児童健全育成事業者は、土曜日にその<u>放課後児童健全育成事業</u>を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）を開所するよう努めなければならない。</p> <p>5 第2条の2第2項の規定は放課後児童健全育成事業者及びその放課後児童健全育成事業を行う場所の管理者について、同条第3項の規定は放課後児童健全育成事業所について、同条第4項、第5項及び第7項から第9項まで並びに第3条第3項及び第4項の規定は放課後児童健全育成事業者について、それぞれ準用する。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(家庭的保育事業等の設備及び運営の基準)</p> <p>第6条</p> <p>6 第2条の2第2項の規定は家庭的保育事業等を行う者及びその家庭的保育事業等を行う事業所の管理者について、同条第3項の規定は家庭的保育事業等を行う事業所について、同条第4項、第5項及び第7項から第9項まで並びに第3条第4項の規定は家庭的保育事業等を行う者について、それぞれ準用する。</p> <p>(乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準)</p> <p>第7条</p> <p>3 第2条の2第2項の規定は一般型乳児等通園支援事業を行う者及びその一般型乳児等通園支援事業を行う事業所の管理者について、</p>	<p>その利用者等が安心してその放課後児童健全育成事業を利用できる体制の確保に努めなければならない。</p> <p>7 放課後児童健全育成事業者は、その<u>利用者</u>の発達に応じた指導方針を決定し、当該指導方針に基づいてその放課後児童健全育成事業を実施しなければならない。</p> <p>8 放課後児童健全育成事業者は、土曜日にその<u>放課後児童健全育成事業所</u>を開所するよう努めなければならない。</p> <p>9 第3条第3項及び第5項から第7項までの規定は放課後児童健全育成事業者について、同条第4項の規定は放課後児童健全育成事業所について準用する。</p> <p>(家庭的保育事業等の設備及び運営の基準)</p> <p>第6条</p> <p>6 第3条第3項、第6項及び第7項並びに前条第3項から第6項までの規定は家庭的保育事業等を行う者について、第3条第4項の規定は家庭的保育事業等を行う事業所について準用する。</p> <p>(乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準)</p> <p>第7条</p> <p>3 第3条第3項、第6項及び第7項並びに第5条第3項、第5項及び第6項の規定は一般型乳児等通園支援事業を行う者について、第</p>
--	---

<p><u>同条第3項の規定は一般型乳児等通園支援事業を行う事業所について、同条第4項及び第7項から第9項まで並びに第3条第4項の規定は一般型乳児等通園支援事業を行う者について、それぞれ準用する。</u></p>	<p><u>3条第4項の規定は一般型乳児等通園支援事業を行う事業所について準用する。</u></p>
<p>(児童福祉施設の設備及び運営の基準)</p> <p><u>第8条 法第45条第1項の条例で定める基準は、次項及び第3項に規定するもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準</u>  <u>(昭和23年厚生省令第63号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(助産施設については省令第5条第4項及び第5項、第6条、第7条、第7条の2第2項、第10条並びに第14条の3第1項に規定する基準を、児童福祉施設(助産施設を除く。)については省令第5条第3項、第6条並びに第6条の2第1項及び第2項に規定する基準を除く。以下「設備運営基準」という。)(設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定で市長が別に定めるもの中「前項に規定する訓練」とあるのは「尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年尼崎市条例第55号)第8条第3項において準用する同条例第2条の2第4項第4号に規定する訓練」と、省令の規定で市長が別に定めるもの中「調理室」とあるのは「医務室、調理室」とする。</u></p>	<p>(児童福祉施設の設備及び運営の基準)</p> <p><u>第8条 法第45条第1項の条例で定める基準は、次項及び第3項に規定するもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準</u>  <u>(昭和23年厚生省令第63号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(助産施設については省令第5条第4項及び第5項、第6条、第7条、第7条の2第2項、第10条並びに第14条の3第1項に規定する基準を、母子生活支援施設及び保育所(以下「保育所等」という。)については省令第5条第3項及び第6条に規定する基準を除く。以下「設備運営基準」という。)(設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定で市長が別に定めるもの中「調理室」とあるのは、「医務室、調理室」とする。</u></p>
<p>3 <u>第2条の2第2項の規定は児童福祉施設の設置者及び管理者について、同条第3項の規定は児童福祉施設について、同条第4項、第8項及び第9項の規定は児童福祉施設の設置者について、同条第5項及び第7項並びに第3条第4項の規定は児童福祉施設(助産施設を除く。)の設置者について、同条第3項及び第5条第2項の規定は児童福祉施設(助産施設及び保育所を除く。)の設置者について、そ</u></p>	<p><u>3 第3条第3項並びに第5条第3項、第5項及び第6項の規定は児童福祉施設の設置者について、第3条第4項の規定は児童福祉施設について、第3条第5項及び第5条第2項の規定は母子生活支援施設の設置者について、第3条第6項及び第7項並びに第5条第4項の規定は保育所等の設置者について準用する。</u></p>

<u>れぞれ準用する。</u>	
-----------------	--

&lt;令和7年12月定例会&gt;

種別	条例	番号	議案第93号	所管	児童相談所設置準備担当
件名	尼崎市児童相談所条例について				
内 容					
1 制定理由	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所として、尼崎市児童相談所（以下「児童相談所」という。）を令和8年4月に設置することから、新たに条例を制定する。				
2 主な制定内容	<p>(1) 位置（第2条） 児童相談所の位置は、尼崎市若王寺2丁目18番7号とする。</p> <p>(2) 管轄区域（第3条） 児童相談所の管轄区域は、本市の全域とする。</p>				
3 施行期日	令和8年4月1日				



## &lt;令和7年12月定例会&gt;

種別	条例	番号	議案第94号	所管	予防課
件名	尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由	<p>令和7年2月に発生した大船渡市林野火災を受け、消防庁において「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」が開催された。</p> <p>本検討会で取りまとめられた報告書を踏まえ、消防庁が示す火災予防条例（例）が改正されたことに伴い、所要の整備を行うもの。</p>				
2 主な改正内容					
(1) 火災予防条例で定める「火災に関する警報」が、消防法で定める「火災に関する警報」であることを明確化する。					
(2) 火災に関する警報の発令中において、火の使用を制限する項目のうち、「屋内における裸火の使用制限」に係る項目を削除する。					
(3) あらかじめ消防署長に届出をすることが必要な行為のうち、「火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為」に、たき火が含まれていることを明確化する。					
3 施行期日					
公布の日					

## 尼崎市火災予防条例

改正後	現 行
(火災に関する警報の発令中における火の使用的制限)	(火災に関する警報の発令中における火の使用的制限)
第30条 <u>法第22条第3項の規定により火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。</u>	第30条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。
(1) <u>原野、堤防等においては、火入れをしないこと。</u> (3) <u>屋外においては、火遊び又はたき火をしないこと。</u> (4) <u>屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。</u> (5) 残火 (たばこの <u>吸い殻</u> を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。 (削る)	(1) <u>山林、原野等において火入れをしないこと。</u> (3) <u>屋外において火遊び又はたき火をしないこと。</u> (4) <u>屋外においては、可燃性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。</u> (5) 残火 (たばこの <u>吸いがら</u> を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。 (6) <u>屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u>
(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)	(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)
第56条 次の各号のいづれかに該当する行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。	第56条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。
(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 <u>(たき火をすることを含む。)</u>	(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為

&lt;令和7年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第95号	所 管	中央図書館
件 名	指定管理者の指定について（尼崎市立北図書館）				
内 容					
1	施設名及び所在地				
	尼崎市立北図書館				
	尼崎市南武庫之荘3丁目21番21号				
2	指定管理者				
	東京都文京区大塚3丁目1番1号				
	株式会社図書館流通センター				
	代表取締役 谷一 文子				
3	指定期間				
	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）				
4	選定方法				
	令和7年7月4日から9月4日まで公募を行い、5人の外部委員からなる選定委員会において、4つの選定基準を設けたうえで、事業計画書などの書類審査とプレゼンテーションによる審査を実施し、選定した。				
	【選定基準】				
	①利用者の平等な利用が確保されるものであるか				
	②北図書館の効用を最大限に発揮させるものであるか				
	③北図書館の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか				
	④北図書館の管理を安定して行う能力を有しているものであるか				
5	応募団体	1 団体			
6	選定理由				
	株式会社図書館流通センターは、選定委員会の審査で、選定基準の各分野において高い評価であったが、特に管理を安定して行うための財政基盤は各委員から揃って高い評価を得た。事業実施に際し、より一層の利用率向上に期待することも含め、北図書館の指定管理者の候補者として適していると判断した。				



&lt;令和7年12月定例会&gt;

種別	その他	番号	議案第96号	所管	こども青少年課
件名	工事請負契約について（青少年いこいの家管理棟等建替工事）				
内 容					
1	契約の目的	<p>第1次尼崎市公共施設再編計画に基づき、老朽化した既存施設を解体・撤去し、管理棟や炊さん棟などを新築するほか、野外でのキャンプが安全・安心に行えるよう、必要な外構工事を実施するもの。</p>			
2	工事内容	<p>管理棟等新築工事</p> <p>管理棟</p> <p>木造 平屋建て 1棟 延べ面積 294.18 平方メートル</p> <p>炊さん棟及び倉庫棟</p> <p>木造 平屋建て 2棟 延べ面積 117.29 平方メートル</p> <p>外構工事</p> <p>本館解体撤去工事</p> <p>鉄筋コンクリート造 2階建て 1棟 延べ面積 1,385.62 平方メートル</p> <p>付属棟解体撤去工事</p>			
3	契約の方法	<p>一般競争入札（制限付）</p>			
4	開札年月日	<p>令和7年9月4日</p>			
5	契約金額	<p>325,600,000円（※ 金額は消費税等相当額10%を含む。）</p>			
6	契約の相手方	<p>尼崎市七松町2丁目27番23号 株式会社オカモト・コンストラクション・システム 代表取締役 岡本 征夫</p>			
7	工期	<p>契約締結の日から360日間</p>			

## 開札結果表

		開札年月日	令和7年9月4日
件名	青少年いこいの家管理棟等建替工事		
落札者名	(株)オカモト・コンストラクション・システム		落札金額 296,000,000円
予定価格	299,800,000円		最低制限価格 275,816,000円
入札者名	第1回入札金額(円)		
(株)オカモト・コンストラクション・システム	296,000,000		同額につきくじにより決定
(株)吉川組	296,000,000		
(株)三田工務店	312,000,000		※予定価格超過
(株)トータルサプライ	328,000,000		※予定価格超過

(※ 金額は消費税等相当額10%を含まない。)

&lt;令和7年12月定例会&gt;

種別	その他	番号	議案第97号	所管	住宅管理担当					
件名	訴えの提起について（建物明渡し等請求事件及び保証債務履行請求事件）									
内 容										
1 提起理由										
<p>(1) 市営住宅等における家賃等の長期滞納により賃貸借契約を解除した者等に対して、滞納家賃等の支払及び入居する市営住宅等の明渡しとともに損害賠償金の支払を求めるもの。</p> <p>(2) 市営住宅等の賃貸借契約を解除した者等の連帯保証人に対して、滞納家賃等及び損害賠償金に相当する金額の支払を求めるもの。</p>										
2 被告等										
(1) 住宅家賃等滞納者			※滞納金額等は令和7年9月1日時点の数値							
No.	名義人	滞納金額等	状況							
1	個人A	620,750円 (24月)	住宅の賃貸借契約解除済み							
2	個人B	266,500円 (13月)	訴状の送達をもって店舗の賃貸借契約解除予定							
（2）連帯保証人										
No.	連帯保証人	名義人	状況							
3	個人C	個人A	連帯保証債務履行通告書送達							
4	個人D	個人B	連帯保証債務履行通告書送達							



&lt;令和7年12月定例会&gt;

種別	その他	番号	議案第98号・ 第99号	所管	住宅管理担当					
件名	指定管理者の指定について（市営住宅等及び尼崎市立尼崎稲葉荘団地）									
内 容										
1 施設名及び所在地										
	南部地域		北部地域							
	本市の市域のうち、阪神間都市計画道路山手幹線以南の区域（戸ノ内町1丁目から6丁目までの区域を除く。）にある市営住宅等及び尼崎市立尼崎稲葉荘団地		本市の市域のうち、阪神間都市計画道路山手幹線以北の区域及び戸ノ内町1丁目から6丁目までの区域にある市営住宅等							
2 指定管理者	南部地域		北部地域							
	西宮市六湛寺町9番16号 日本管財株式会社 代表取締役 福田 慎太郎		東京都世田谷区用賀4丁目10番1号 株式会社東急コミュニケーションズ 代表取締役 木村 昌平							
3 指定期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）									
4 選定方法	令和7年7月18日から9月5日まで公募を行い、5人の外部委員からなる選定委員会において、4つの選定基準を設けたうえで、事業計画書などの書類審査とプレゼンテーションによる審査を実施し、選定した。									
	<b>【選定基準】</b>									
	① 市民の平等な利用が確保されること。 ② 市営住宅等及び共同施設の効用を最大限に発揮させること。 ③ 市営住宅等及び共同施設の管理に係る経費の縮減が図られること。 ④ 市営住宅等及び共同施設の管理を安定して行う能力を有していること。									
5 応募団体	(1) 南部地域 1団体 (2) 北部地域 1団体									
6 選定理由	両選定団体とも、選定基準全てにおいて一定の水準を上回ったため、市営住宅等及び尼崎市立尼崎稲葉荘団地の指定管理者として適切であると判断した。									